# 泉佐野市は応援します!! 新婚・子育て



### 新婚さんの泉佐野市での新生活を応援します!

問合先 子育て支援課

市では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を開始しました。

- ●補助額…1世帯あたり18万円を上限
- ●申請期間…平成29年2月28日 以まで
- ※予算がなくなり次第受付を終了予定。ただし、国の交付金の状況により延長する場合があります。

#### 【対象世帯】(次の①~⑥全てに該当すること)

- ①平成27年中の夫婦の所得を合算した金額が300万円に満たないこと。(\*1、\*2)
- ②平成28年10月1日~平成29年2月28日に婚姻届を提出し受理され、婚姻を継続していること。
- ③平成28年1月1日~平成29年2月28日に結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その購入・賃借した住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。
- ④法律(平成3年法律第77号)に規定されている暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。
- (\*1) 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職した場合は、最後に離職したまたは転職した月の次の月における夫婦の所得の合算に12を乗じた金額。
- (\*2) 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与奨学金の年間返済額を控除した金額「対象経費」
- ●住居費…物件の購入に要する経費、家賃、敷金、礼金、保証金、 共益費、仲介手数料
- ●引越し費用…引越し業者や運送業者に支払った実費 ※夫婦ともに平成28年1月1日~平成29年2月28日に取得または賃借した泉佐野市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること

# 新婚カップルの写真を 募集します!!

広報いずみさのでは、来年4月号から掲載スタートの予定で市内在住の新婚カップルの写真を募集します。みなさんのご応募をお待ちしています!

#### 問合先 市民協働課

※対象や申込方法など詳しくは、ホームページ (http://www.city.izumisano.lg. jp/shiho/shinkon.html) をご覧ください。



## 「こども食堂」を開催します

みんなと一緒にご飯を食べたり、宿題をしたり、 安らぎを感じられるようなこどもの居場所を提供 します。

#### 場所・開催日

- ●泉佐野ふるさと町屋館(旧新川家住宅)(本町 5-29)
- 11月10日休 · 17日休 · 24日休 · 29日火
- ●うちカフェ (市場東2丁目326-7)
- 11月3日紀・16日似

#### 時間 午後3時~7時

※11月3日のみ午前11時~午後2時

申込・問合先 運営事業者 サードプレイス

( ☎ 080-5710-3685 info@the3rdplace.jp) ※中学生以下は参加無料。11月3日紀・10日休・ 16日似は食事を提供します。食物アレルギーのあ る人は事前に問い合わせてください。

## 電子母子手帳サービス さのっ子ナビ ~11月1日以サービス開始!~

問合先 保健センター

妊婦さんや乳幼児の保護者のためのお助けアプリ!様々な機能で子育てをサポートします。

- ●妊娠週数や月齢にあわせたお役立ち情報
- ●予防接種のスケジュール機能
- ●泉佐野市からのお知らせ、イベント情報
- ●健診記録や成長をスマホで管理
- ●日記・育児記録が簡単に保存
- ●パパやおじいちゃん、おばあちゃんとも育児状況を共有













